

岩崎台区自治会規約

平成9年10月1日制定

平成28年4月1日第15次改定

第1条 (名称)

本自治会の組織名は岩崎台区自治会という。(以下区自治会という)

第2条 (事務所)

区自治会の事務所はコミュニティー岩崎台に置く。

第3条 (構成)

1. 区自治会は原則として岩崎台区内の居住者および法人(以下区自治会員という)により構成し、区自治会員の総意に基づき区自治会員の代表がこれを運営する。
2. 区自治会は、これを丁別に四つの区域に分け、それぞれ丁別自治会組織(以下地区自治会という)をつくる。

第4条 (目的)

区自治会は県および市行政との密接な連携を保ちつつ、民主的かつ能率的に運営し、もって区自治会の健全な発展と会員相互の親睦を推進することを目的とする。

第5条 (活動)

区自治会は所期の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 県および市の行政に協力および当該機関等からの要請に基づく諸活動
2. 関係機関との折衝
3. 会員の健康、福祉、安全に関する活動
4. 会員相互の親睦と生活向上に関する活動
5. 共有施設の維持管理など共益に資する活動
6. その他、会員の要求に基づく地域発展に必要な活動

第6条 (会員の権利および義務)

1. 会員は規約の定めるところによりすべての問題に参加し、平等の扱いを受ける権利を有する。
2. 会員は別に定める額の区自治会費を遅滞なく納入するとともに、前条の諸活動に積極的に参加し、協力する義務を有する。

第7条 (機関および組織)

1. 区自治会は地区自治会で組織し、次の機関を置く。

区議会、役員会、委員会、区防災会

区防災会に関する事項は岩崎台区防災会要綱に定める。

2. 最高決議機関は区議会とし、執行機関は区長、副区長、役員会、地区自治会、および委員会とする。
3. 法人会員は組長の任につかない。従って第7条1項に定めるいずれの組織の構成メンバーにはならない。

第8条 (役員)

区自治会は次の役員を置く。

区長(1名)、副区長(1名)、地区自治会長(4名)、区書記(2名)、区会計(2名)、区会計監査(2名)、および区長が必要と認めた場合は顧問

但し、会計監査および顧問は役員会および区議会の構成員とはならない。

第9条 (役員を選出)

役員を選出は次のとおりとする。

1. 区長および副区長は、推薦委員会(区役員等)が、地区自治会の推薦する候補者の中から選出し、区議会の承認を得る。
2. 区長および副区長以外の役員は、区議会の承認を得て地区役員の中から区長が委嘱する。
3. 役員の任期は1年とし、再選を妨げない。

第10条 (役員の仕事)

役員はそれぞれ次の仕事を担当する。

- ・ 区長は区を代表し、市で定められた職務に従事する。
- ・ 副区長は区長を補佐し、区長がその職務を遂行できない場合は、区長の職務を代行する。
- ・ 区書記は区長のもとで区自治会活動の企画運営にあたり、議事録の作成および必要事項を報道伝達する。
- ・ 区会計は区自治会経費の出納および収支を担当する。
- ・ 区会計監査は区自治会会計を監査する。
- ・ 区顧問は自治会運営を指導、助言する。

第11条 (役員会)

1. 役員会は区長、副区長、地区自治会長、区書記、区会計で構成され、必要に応じて、区長が招集する。
2. 役員会は役員より提出された議案・申請事項等を審査して重要事項は区議会へ提出する。

第12条 (区議会議員)

1. 区議会議員は、区長、副区長、地区自治会の会長・副会長・書記・会計で構成する。
2. 区議会議員の任期は1年とし、再選を妨げない。

第13条 (区議会)

1. 区議会は区長が招集し、次の事項を審議決定する。
 - (1) 区自治会役員の選出に関する事項
 - (2) 区自治会活動に関する事項
 - (3) 県および市関係からの要請事項
 - (4) 県および市関係への申請事項

2. 区議会は通常年6回開催する。ただし、区長は必要に応じ臨時に招集することができる。
3. 区議会の議長は副区長がその任に就く。進行については議長が務める。
4. 区書記はその結果を議事録に登載するとともに必要に応じて会員に伝達する。
5. 区議会は議員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数で議決する。

第14条 (委員会)

1. 区自治会活動を遂行するために、次の委員会を設置する。

(1)ふれあいウォーク委員会

・ふれあいウォークの企画運営

2. 委員は区長、副区長、地区自治会長のほか組長より数名選出する。

第15条 (経費)

区自治会活動に要する経費は、区自治会費、補助金、寄付金を当てる。

第16条 (会費)

1. 区自治会費として、一世帯あたり年額4,800円を納入する。

但し、65歳以上で一人暮らしの会員の自治会費は半額とする。

2. 会費は前期と後期に均分し、毎事業年のうち4月1日から9月30日までを前期とし4月30日までに、10月1日から翌年3月31日までを後期として9月30日までにそれぞれ徴収する。徴収した会費の80%は区自治会活動経費に、残り20%は地区自治会活動の経費に充当する。
3. 中途加入者は入会の翌月より月割換算(400円×月数)で徴収する。
4. 法人は年額10,000円とし、全額を5月末までに区会計に納入する。
5. 納入された会費は一切返還しない。
6. 会計年度は毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

第17条 (雑則)

1. 会員に不幸のあった場合は地区自治会から5,000円の香典を贈る。天災地異、その他不測の災害による被害には、区議会で協議のうえ対応する。
2. この規約に定めるもののほか、必要な事項は区議会に諮って決定する。

第18条 (規約の改廃)

この規約を変更または改正する場合は区議会に付議し、出席者の三分の二以上の同意を得なければならない。

岩崎台区自治会 細則

平成10年1月31日制定
平成28年4月1日第10次改定

第1条（趣旨）

区自治会の規約の解釈・運用について定める。

第2条（役員の補充）

区長がその職務を遂行できない場合は、副区長が区長を代行する。この場合、区議会の承認は不要とする。

第3条

区長が任期半ばにして交代した場合は、副区長がその任にあたる。任期は前任者の残存期間とする。

第4条（活動補助金の支給）

活動補助金は、次のように一事業年度を単位として支給する。

- ・区長：年額 120,000円
- ・副区長：年額 80,000円
- ・顧問：設置した場合、その額については区議会で決定する。
- ・区長および副区長を除く区議会議員：年額 10,000円
- ・区会計監査：年額 3,000円
- ・委員会委員：年額 2,000円

特別委員会を設置した場合には、その委員に就任した人に活動補助金を支給する。その額については随時協議して決定する。

第5条（見舞金の支給）

区議会構成員には、規約第17条に定めるものの他に次のとおり別途支給する。

- 一 死亡退会
 - ・ 区長・副区長 供花1対
 - ・ 区議会構成員・配偶者 供花1基
- 二 病気入院(入院期間30日以上)
 - ・ 区議会構成員 5,000円(相当)
- 三 ただし、役員会の協議により、異なる取扱いもできる。

岩 崎 台 区 地 区 自 治 会 規 約

平成9年10月1日制定
平成28年4月1日第9次改定

第1条 (名 称)

本会は岩崎台区地区自治会という。(以下本自治会という)

第2条 (事務所)

本自治会の事務所はコミュニティー岩崎台に置く。

第3条 (目 的)

本自治会は市行政および区自治会との密接な連携を保ちつつ、民主的かつ能率的に運営し、もって本自治会の健全な発展と会員相互の親睦を推進し、明るく、住みよい環境づくりを図ることを目的とする。

第4条 (事 業)

本自治会は所期の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 市行政、区自治会および当該機関等からの要請に基づくこと。
- (2) 関係機関との折衝
- (3) 会員の健康、福祉、安全に基づく地域発展に必要なこと。
- (4) 会員相互の親睦と生活向上に関すること。
- (5) その他、会員の要求に基づく地域発展に必要なこと。

第5条 (会 員)

本自治会の会員は原則として岩崎台の居住者および法人とする。

第6条 (会員の権利および義務)

会員は規約の定めるところによりすべての問題に参加し、平等の扱いを受ける権利を有する。

第6条の2

会員は別に定める額の区自治会費を遅滞なく納入するとともに、前条の諸活動に積極的に参加し、協力する義務を有する。

第7条 (組 織)

本自治会の事業の円滑な運営を図るため地域を適宜な数に分割し、それぞれに組を置く。

第8条 (役 員)

本自治会に次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|----|--------------|----|
| (1) 会長 | 1名 | | |
| (2) 副会長 | 1名 | (5) 顧問 | 1名 |
| (3) 書記 | 1名 | (6) 会計監査 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 | (7) 組長 各組ごとに | 1名 |

第9条（役員を選出）

役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 組長は各組の会員が輪番或いは互選でその任につく。
- (2) 会長、副会長、書記、会計は組長の中から互選で決める。
- (3) 組長会が必要と認めたときは顧問をおくことができる。
原則として前年度の会長が顧問の任につく。
- (4) 会長以外の役員（組長を除く）は、組長会の承認を得て組長および会員の中から会長が委嘱する。
- (5) 役員・組長の任務は1年とし、再選を妨げない。また、補欠により選任された役員・組長の任務は前任者の残任期間とする。
- (6) 役員を選出は前年度2月末日までに完了するように実施する。

第10条（役員の任務）

役員はそれぞれ次の任務を担当する。

- (1) 会長は本自治会を代表し、関係機関との連絡協議にあたり、会の業務を統括処理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長がその職務を遂行できない場合は、会長の職務を代行する。副会長は区自治会の書記或いは会計を兼務する。
- (3) 会計は本自治会の経費の出納および収支を担当する。
- (4) 書記は組長会等の議事録の作成および必要事項を報道伝達する。
- (5) 会計監査は本会の会計決算を監査する。
- (6) 組長は組を代表し、組員の意見をとりまとめ、組長会で連絡協議、調整する。
また、会費を徴収し、会計に納める。
- (7) 顧問は前期からの事業の引継ぎ、各事業等の相談に応じ、協力する。
- (8) 会長・副会長・会計・書記は、区議会議員として区議会に出席し、区自治会の各種事業に参画する。

第11条（組長会）

組長会は原則として毎月初めに開く。ただし、会長が必要と認めたとき、または5名以上の組長の要求があった場合、臨時に組長会を開催することができる。

第11条の2.

組長会は組長の三分の二以上の出席で会議を開き、出席者の過半数の賛成で決議することができる。また、決議事項は速やかに全会員に報告しなければならない。

第11条の3.

組長会の議長は会長が務める。

第12条（組長会の決議事項）

組長会は本自治会の決議機関とする。

第12条の2.

組長会に付議すべき事項は本会則の他の条項に定めるもののほか、次のとおりとする。

- ① 事業計画と予算案の作成及び執行
- ② 事業結果報告と決算及び会計監査報告
- ③ 区自治会の事業推進に関すること

第13条（経費）

本自治会活動に要する経費は、区自治会費による。

第14条（会費）

区自治会費として、一世帯あたり年額4,800円を納入する。

但し、65歳以上で一人暮らしの会員の自治会費は半額とする。

第14条の2.

会費は前期と後期に均分し、毎事業年のうち4月1日から9月30日までを前期とし4月30日までに、10月1日から翌年3月31日までを後期として9月30日までにそれぞれ徴収する。

第14条の3.

中途加入者は入会の翌月より月割換算(400円×月数)で徴収する。

第14条の4.

納入された会費は一切返還しない。

第14条の5.

会計年度は毎2月21日から翌年の2月20日までとする。

第15条（雑則）

会員に不幸のあった場合は地区自治会から5,000円の香典を贈る。

天変地異、その他不測の災害による被害には、区議会に諮り、協議のうえ対応する。

第15条の2.

この規約に定めるもののほか、必要な事項は組長会に諮って決定する。

第16条（活動補助金の支給）

活動補助金は、次のように一事業年度を単位として支給する。

会長	10,000円		
副会長	5,000円	顧問	5,000円
書記	5,000円	会計監査	2,000円
会計	5,000円	組長	5,000円

第17条（規約の改廃）

本地区自治会規約の改訂は区議会の承認を得るものとする。